

災害時の路線バス回送のための高速道路の通行について

1. 規制改革推進室からの照会内容

路線バスは一般道を走行することを前提にシートベルト等を備えていないが、災害時に営業区域の一般道が遮断され、高速道路でのみ営業所に通ずる道路とうまく繋がっている場合には、それを通行することにより、一刻を争う状況で限られた公共交通の輸送力を活用するための迅速な回送が実現できる。

しかし、例え乗客が一人もいない場合であっても、回送のため、路線バス（保安基準の緩和認定を受けたものを除く。）が高速道路を通行することはいかなる場合も認められておらず、どんなに遠回りであっても、一般道を走行して回送しなければならないこととされている。

こうした状況を改めるため、何らかの条件を付す等により、それを合理的に可能とすることはできないか。

2. 事実関係

- 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号、以下「保安基準」という。）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号、以下「細目告示」という。）において、高速道路等を走行するバスには、以下の安全装置を備えることを義務付けている。
 - ・アンチロックブレーキシステム（ABS） 細目告示第 93 条第 2 項 1 号
 - ・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ） 細目告示第 171 条第 8 項
 - ・座席ベルト（シートベルト） 保安基準第 22 条の 3 第 1 項
 - ・車線逸脱警報装置 保安基準第 43 条の 6 第 1 項
- 路線バス（高速道路を走行するものとして、あらかじめ保安基準の緩和認定を受けている車両を除く。）は、これらの安全装置を備えておらず、高速道路を走行することができない。
- 保安基準では、災害時には、特例的に基準緩和認定を受けられる枠組みがあるものの、申請・審査を要する。

3. 対応案

- 保安基準第 55 条（保安基準の緩和認定）の枠組みを活用し、高速道路等を走行するための安全装置を備えていないバスであっても、災害時に地方運輸局長が公示した場合は、速度を 60 km/h 以下で走行すること、道路交通法等関連法規を遵守すること、回送運行に限ることを条件として付した上で、特別な手続なしに高速道路等を走行できることとする通達を改正する。

4. スケジュール案

通達改正・施行：令和 2 年 1 1 月中